平成２２年（フ）第１２２号
函館市日吉町３丁目44番13号
債務者　山田　定宏
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２３号
函館市中道２丁目17番18号
債務者　齊藤みつえ（旧姓秋元）
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２４号
北海道亀田郡七飯町本町３丁目16番45号
債務者　半田　広宣
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２５号
函館市栄町１番14―106号
債務者　松岡　敏行
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６号
北海道亀田郡七飯町本町８丁目15番８―149号
債務者　仁部　章子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１２８号
函館市松陰町５番７号
債務者　白戸三重子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
函館市高丘町20番２号
債務者　竹本　博彦
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３４号
函館市日吉町２丁目24番６号
債務者　石戸谷笑子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第４１号
岐阜県海津市海津町高須町1091番地
債務者　野村　里美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
岐阜県大垣市古知丸４丁目43番地３
債務者　蒔田　和佳
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2387番地の１、住民票上の住所岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原1423番地の32
債務者　小川　正和
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2387番地の１、住民票上の住所岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原1423番地の32
債務者　小川　美晴
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
岐阜県大垣市築捨町４丁目102番地２　けやきＡ205号室
債務者　加藤友佳子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
山口県美祢市大嶺町東分来福台２丁目９番地３
債務者　福本　和美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３１３号
愛知県豊明市前後町螺貝1372番地１　ユニーブル豊明Ⅱ305号
債務者　杉浦友美子
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９９号
愛知県北名古屋市西之保立石142番地クレストⅡ102号
債務者　西村　　理
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４５号
名古屋市千種区霞ケ丘２丁目６番１―104号　市営霞ケ丘荘
債務者　岡田　勝次
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７４号
静岡県富士宮市万野原新田3351番地の７
債務者　大野　明美
1　決定年月日時　平成22年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
静岡地方裁判所富士支部